令和3年かすみがうら市教育委員会8月定例会 会議次第

日時 令和3年8月19日(木)

午前9時~

場所 あじさい館 研修室2

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 教育長報告

4 議題

- (1) 議案第20号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱 について
- (2) 議案第21号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定 に関する規則の一部を改正する規則について
- (3)議案第22号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)について
- (4) 議案第23号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算 の認定について

5 その他

- (1) 成年年齢引下げ後の「かすみがうら市成人式」の対象年齢及び名称 に係る諮問及び答申について
- (2) その他
- 6 閉会

令和3年かすみがうら市教育委員会8月定例会 会議録

1 開催日時 令和3年8月19日(木) 開会 午前 9時00分 閉会 午前10時40分

2 開催場所 あじさい館 研修室2

3 出席委員 教育長 大山隆雄

委員 田澤高保(教育長職務代理者)

委員中島和彦委員坂本雅子委員梶本 梓

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教育部長田 崎 守 一学校教育課長岩 井 雄一郎生涯学習課長齋 藤 明スポーツ振興課 課長補佐鈴 木 教 男教育指導室長奥 沢 哲 也

 学校教育課
 課長補佐
 中村基紀(書記)

 学校教育課
 総務担当
 永谷
 恵(書記)

6 議題

- (1) 議案第20号 かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について
- (2) 議案第21号 かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について
- (3)議案第22号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)について
- (4)議案第23号 議案に係る意見聴取について
 - ・令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

7 その他

- (1) 成年年齢引下げ後の「かすみがうら市成人式」の対象年齢及び名称に係る諮問及び 答申について
- (2) その他

- 8 傍聴者 なし
- 9 会議の大要

開会 午前9時00分

事 務 局 起立、礼、着席。

それでは、これより教育委員会を開催したいと思いますので、教育 長、よろしくお願いいたします。

教 育 長 それでは、本日は、4名の委員さんが出席されておりますので、会議は 成立いたします。

これより、令和3年かすみがうら市教育委員会8月定例会を開催いたします。

最初に、事前に送付いたしました7月定例会の会議録の訂正内容について、この場で確認させていただきたいと思いますので、訂正等がございましたら、お願いいたします。

(「特になし」の声あり)

教育 長 特にございませんか。

それでは、こちらを決定稿とさせていただき、教育委員会のホームページへ掲載させていただきます。

続きまして、「教育長報告」について、私から、ご報告させていただきます。

(資料に基づき8~9月の教育長動静について報告)

教 育 長 ただいまの報告について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育 長 特にございませんか。

無いようでしたら、議事に入ります。

議案第20号「かすみがうら市いじめ問題等対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、学校教育課教育指導室より、説明をお願いいたします。

教育指導室長 それでは、3ページを御覧ください。

議案第20号「かすみがうら市いじめ問題等対策委員会の委嘱について」、令和3年8月19日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

本議案はかすみがうら市いじめ防止等に関する条例第14条の規定に 基づき、別紙の通り委員を委嘱したく、教育委員会の議決を求めるもので ございます。 当対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、本市におけるいじめの防止等のための施策を実効的に行うようにするための調査研究その他の有効な対策に係る審議、またいじめの重大事態に関して調査の実施、本市のいじめの防止等に関し必要な事項について調査審議し、教育委員会へ答申を行います。

対策委員会は、委員5人以内をもって組織し、いじめの防止等に関し知 識経験を有する者のうち教育委員会が委嘱するもので、委員の任期は2年 となっており、再任を妨げないものでございます。

4ページをご覧ください。委嘱者の名簿となります。5名のうち--氏のみ新任となり、その他の4名は再任となります。説明は以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第20号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、原案のとおり可決されました。 次に、議案第21号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指 定に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。 事務局、学校教育課より、説明をお願いいたします。

学校教育課長

資料の5ページをお願いいたします。

議案第21号「かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について」、令和3年8月19日提出、かすみがうら市教育委員会教育長名でございます。

かすみがうら市学齢児童生徒の就学すべき学校指定に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり制定したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、教育委員会の議決を求めるものでございます。

次の6ページをお願いいたします。6ページから12ページに渡りましては、規則の改正すべき箇所のみ説明するものでございまして、例規の関係上このような形になっておりますが、説明するにあたり分かりにくい点がございますので、机上に置かせていただきました、「議案第21号別紙(改正後全体)」の方で説明をさせていただきます。

今回追加する件につきましては、別紙の2ページの6条、太字で下線が引いてあるところでございます。こちらは小規模特認校への就学に関することを定めるものでございます。この中には小規模特認校の学校名、就学する時期などを規定してございます。

4ページをお願いいたします。今回の規則につきましては、千代田義務教育学校の開校となる令和4年4月1日から施行する予定でございます。また今回の議案提出につきましては、秋口から就学すべき児童生徒の募集に入る予定でございまして、今回の教育委員会に上程させていただきました。

5ページの別表第1をお願いいたします。この表につきましては、令和4年4月1日以降の各学校の、学区の大字を表記したものでございます。一番下にあります千代田義務教育学校区の中に、太字下線の部分ですが、ただし書きとして、「小規模特認校としては市内全域から就学を認める」という文を追加してございます。

最後の6ページをお願いいたします。こちらの別表第2は本市の学校の 転校・区域外・学区外就学をする場合に、この条件を満たしていれば、転 校・区域外・学区外就学ができるという表でございます。この中にも太字 下線で示したところですが、小規模特認校の区分を作りまして、千代田義 務教育学校へ就学することを認めるものを付け加えてございます。就学す る期間につきましては、申請した時点から卒業までを認めるというもので ございます。

資料を戻っていただきまして、次第のついている会議資料の14ページをお願いいたします。こちらはその申請書でございます。こちらにつきましては、※1、2を追加・修正しております。※1についてはスクールバスの乗車に関すること、※2については先ほど申し上げましたように申請の期間について、ただし書きをしてございます。

説明については、以上でございます。

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 質疑が無いようですので、議案第21号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号については、原案のとおり可決されました。 続いて、議案に移る前にお諮りいたします。

議案第22号は、補正予算の内容となっており、議案第23号は、令和2年度の決算の内容となっていることから、いずれも市議会へ提出前でありますので、その性質上、『非公開』としてよろしいか伺います。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。 よって、議案第22号から第23号は『非公開』といたします。

----[以下、非公開] -----

議案第22号 議案に係る意見聴取について

- ・令和3年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)について 議案第23号 議案に係る意見聴取について
- ・令和2年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

-----[以下、公 開] ------

教 育 長 以上で、本日の付議案件の審議は、すべて終了いたしました。 次に、事業報告 及び 事業計画の事項に入ります。 学校教育課より、順次、説明をお願いいたします。

(学校教育課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(生涯学習課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(スポーツ振興課の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(学校教育課教育指導室の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(歴史博物館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

(霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき 説明)

(千代田中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき 説明)

(下稲吉中地区公民館の事業報告及び事業計画について資料に基づき 説明)

(図書館の事業報告及び事業計画について資料に基づき説明)

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 無いようですので、続いて、その他の事項に移ります。

それでは、その他(1)「成年年齢引下げ後の「かすみがうら市成人式」の対象年齢及び名称に係る諮問及び答申について」、事務局、生涯学習課より、説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、「成年年齢引下げ後の「かすみがうら市成人式」の対象年齢 及び名称に係る諮問及び答申について」ご説明いたします。

別冊で資料を用意してあります。令和2年9月29日付でかすみがうら 市教育委員会よりかすみがうら市社会教育委員あてに、改正民法が令和4 年4月1日に施行されることに伴いまして、成年年齢が20歳から18歳 に引下げられることになります。このことにより、かすみがうら市成人式 開催に当たり、対象年齢及び名称の取り決めについて、社会教育委員会へ 諮問をした、ということでございます。

こちらの答申が8月6日に社会教育委員会議の議長より提出されましたので、その報告ということでございます。

資料の方の2ページ、答申書ということで、藤崎議長名で教育委員会あてに答申書が出されております。令和2年9月29日付、か教生諮問第3号で諮問を受けました、「成年年齢引下げ後のかすみがうら市成人式の対象年齢及び名称について」につきまして、かすみがうら市社会教育委員会

議では、昨今の社会情勢を踏まえ慎重に審議を行いましたので、後述のと おり答申します。

次のページです。

1はじめに、令和2年9月、かすみがうら市教育委員会から民法の定める成年年齢引下げの決定を踏まえ「成年年齢引下げ後のかすみがうら市成人式の対象年齢及び名称について」の諮問を受けました。諮問では特に答申すべき内容として、改正民法が令和4年4月1日に施行することに伴い、成年年齢が20歳から18歳に引下げられることになり、かすみがうら市成人式開催にあたり、対象年齢及び名称の取り決めについて、検討を行うように求められました。

諮問を受けて、令和2年10月29日に社会教育委員会議を開催し、この諮問の趣旨について説明を受けた後、各委員の意見を集約したうえで、答申の方向性について、一番重要なことは当事者の意見であるということになり、令和2年12月21日開催、かすみがうら市教育委員会12月定例会にて経過報告を行い、翌年度の令和3年4月30日~5月31日までの期間において、令和4年度に18歳、19歳、20歳となる市民、1,198名を対象にアンケートを実施し、令和3年6月30日の社会教育委員会議において、アンケート結果を基に慎重に審議を行い、本答申内容を決定しました。本答申を受けて、かすみがうら市成人式が一層充実し、新成人にとって素晴らしい日になることを期待しております。

その下に諮問内容を記載してあり、次のページが答申の内容になります。

2答申内容、I「かすみがうら市成人式」の対象年齢について、民法の改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳へ引下げられますが、かすみがうら市における成人式は、当事者(令和4年度に18歳、19歳、20歳)の意見を踏まえ、本市で実施する成人式として、対象とする年齢は、これまで同様、20歳とすることが望ましい、という答申内容です。

続きましてもうひとつ、Ⅱ「かすみがうら市成人式」の名称について、こちらも当事者を対象としたアンケートにおいて、「二十歳(はたち)の集い」、「二十歳(はたち)を祝う会」、「その他」の3つの選択肢を提示し、得票が一番多かった「二十歳(はたち)の集い」にすることが望ましい、という答申内容でございます。

その時に実施しましたアンケート、並びに社会教育委員の名簿について は、最後の方につけてありますので、ご覧いただければと思います。 生涯学習課からは以上でございます。

上任于自味がりは外上くことであり

教 育 長 ただいまの説明について、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教 育 長 続いて、その他報告事項又は質問等がありましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

教育長
その他、特になければ、次回定例会の日程を決めたいと思います。 次回の教育委員会9月定例会は、令和3年9月29日(水曜日)午前9時から、あじさい館研修室2で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

教 育 長 それでは、そのようにいたします。

以上で、本日の教育委員会8月定例会を閉会いたします。

お忙しい中、ご審議、誠にありがとうございました。

事 務 局 起立、礼。

閉会 午前10時40分

議案第20号について可決 10 議決事項

議案第21号について可決

議案第22号について可決

議案第23号について可決